

新潟空港内イベント等実施規程

新潟空港ビルディング株式会社

施設事業部 事業開発課

制定日：2025年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、新潟空港ビルディング株式会社（以下、「NAB」という。）が管理する新潟空港旅客ターミナルビル及び区域（以下、「空港ビル」という。）内で行われる、イベント、プロモーション、飲食・物販の催事販売、展示（以下「イベント等」という。）に関する申請手続き、料金、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の申請)

第2条 空港ビルにてイベント等を実施しようとする者（以下、「利用者」という。）は、「新潟空港内イベント等実施申請書」（以下、「申請書」という。）により、NABに申請し許可を得なければならない。

(申込受付期間)

第3条 利用者は利用を希望する日から起算し、1年前より1か月前までにNABに対し申請書を提出しなければならない。但し、NABと協議による場合はこの限りでない。

2. 前項に定める提出に際し、利用者は申請書と併せて実施概要、図面、配布物のサンプル等をNABに提供するものとする。
3. NABは同条1項、2項に基づく書類の提出後、10営業日以内に審査の上、利用者に対して予約完了の連絡をするものとする。

(利用期間)

第4条 利用期間は、原則、1日から30日までとする。なお、搬出入含め、利用可能時間は原則9:00~19:00までとする。

2. 前項に定める利用期間は利用者が空港ビルにおいて搬入・設営を開始する日（時刻）から利用終了後原状回復作業を完了してから退出する日（時刻）までを含むものとする。

(利用区画)

第5条 NABが管理する空港ビルのうち、利用できる区画は別図のとおりとする。

(基本料金)

第6条 空港ビル利用に係る基本料金は、別紙1に記載の料金とする。

2. 搬入・搬出に係る費用については、利用者が負担する。

3. 備付以外に必要な什器・設備等の利用に係る費用は別紙2記載の料金とする。但し、利用の可否については、事前にNABと協議するものとする。

(出店料金)

- 第7条 利用区画において、物販及び飲食販売等により金銭授受が発生する場合、利用者は第6条に定める基本料金に加え、出店料金として売上の5%をNABに支払うものとする。なお、算出に際し、小数点以下が生じた場合は、小数点以下第1位で切り上げるものとする。
2. 前項の定めに基づき出店料金を算出するにあたり、利用者はNABに対し、利用終了日から起算して2営業日までに売上金額を証する書類を提出するものとする。

(その他の料金)

- 第8条 利用者は実施内容に応じて該当する別紙3の費用をNABに支払うものとする。なお、NABとの協議によって別途定める場合はこの限りでない。

(料金の支払い)

- 第9条 利用者は第6条、第7条及び第8条に定める料金を利用終了後にNABに支払うものとする。なお、料金の支払いは、請求日の翌月末までにNABの指定する銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は利用者の負担とする。

(予約の取消)

- 第10条 第3条3項の予約完了の連絡を受けた後に、利用者の都合により予約を取消す場合は、申し出の期日により別紙4に定めるキャンセル料をNABの指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。

(関係官公署等への届出)

- 第11条 空港ビルの利用に際して必要な、法令に定められた関係官公署への届出及び許可申請や関係機関への届出等は、NABと協議の上、利用者の責任と負担において行う。なお、届出不備のために利用できなくなった場合、NABは一切の責任を負わないものとする。

(利用変更)

- 第12条 利用者は、許可を受けた申請内容に変更が生ずる場合は、速やかに「新潟空港内イベント等実施申請書(変更)」により、NABに申請し変更の承認を得なければならない。但し、利用当日の変更は、原則認めないものとする。

(原状回復)

- 第13条 空港ビルの原状回復は、利用者の責任と費用をもって行い、利用終了後にNABが点検を行う。
2. 利用終了後、装飾品施工及び撤去作業で発生した残材やゴミ等は全て利用

者が処理する。

(許可の取消)

第 14 条 利用者の事由、本規程の違反により利用が解除された場合、利用者は申請内容に基づく利用料金を全額支払うものとする。なお、空港ビルを利用できないために損害が生じた場合、NAB は一切の賠償責任を負わないものとする。

2. 利用者の責によらない天変地異や不測の事故・災害等、又は NAB の事由により空港ビルの利用が不可能となった場合の日数分の料金は請求しないものとする。

(優遇措置)

第 15 条 空港ビル内の物件において不動産賃貸借契約又は広告掲出契約を NAB と締結している利用者については、優遇措置として第 6 条 1 項に定める基本料金を半額とする。

2. 前項に定める利用者のうち物販・飲食及びマッサージ店舗を運営する利用者が、当該店舗と同様のサービスを空港ビル内の催事等にて提供する場合は、当該催事売上を賃貸借契約における当該店舗の売上額に加算することで、第 6 条 1 項及び第 7 条に定める料金に代えることができる。
3. 同条 1 項、2 項の定めに関わらず、申請のあったイベント等が公益、教育目的又は実施協力することが適当であると NAB が判断した場合は、この規程に定める料金の一部ないし全部を減免する。

(暴力団等の排除)

第 16 条 NAB は、暴力団やその他反社会的団体の排除を営業方針とし、下記に定める者に対し、空港ビルの利用を認めない。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団関係企業
- ④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑤ その他前各号に準ずる者

(損害賠償)

第 17 条 利用者（作業員等の関係者を含む）が空港ビル及びその設備・備品等を汚損、破損又は紛失した場合は、利用者は NAB に対して損害額を支払うものとする。

(禁止行為)

第 18 条 利用者は、空港ビルの利用に際し、次の行為を行ってはならない。但し、文書により NAB の申し入れ、NAB の事前の承認を得たものはこの限りではない。

2. 申請内容と異なる内容で実施すること。

3. 空港ビルを利用する権利について、その名目の如何を問わず当該権利の第三者への譲渡すること。
4. 第三者に対し、空港ビルに関する運営の全部、又は一部を委託すること。
5. イベント等の実施に際し強引な勧誘や大きな声での呼び込み、旅客の通行を妨げるような運営方法をとること。
6. リースラインを逸脱してイベント等の運営、実施すること。
7. 政治活動、宗教や公序良俗に反した内容のものなど、第三者に不快な印象を与える可能性があるものを実施すること。

(善管義務及び法令遵守)

第 19 条 利用者は、空港ビルを使用するにあたり、善良なる管理者の注意をもって使用し、関係法令及び空港管理規則並びに NAB が定める新潟空港内イベント等実施規程等を遵守し、関係官公署の指示等に従わなければならない。

(免責事項)

第 20 条 空港ビルの利用に伴う人身事故及び物品、展示品等の盗難、破損事故等の全ての事故については、NAB に故意又は重大な過失がある場合を除き、NAB は一切の賠償責任を負わない。

2. 前項につき、保険加入が必要な場合は事前に NAB へ申し出、協議をする。
3. 芳名帳を備え付ける場合、個人情報の管理等は利用者の責任で行うこととする。

(規格外事項)

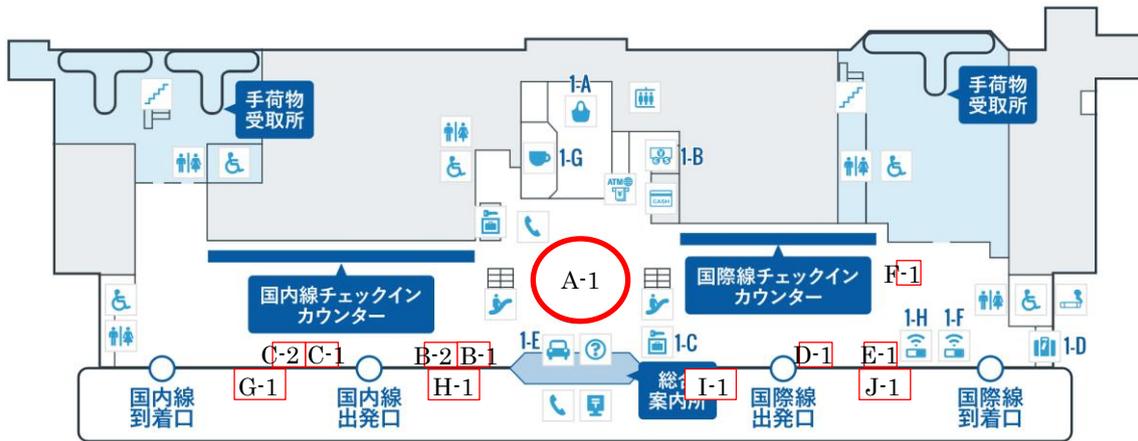
第 21 条 本規程に定めのない事項については、利用者が健全な目的のために円滑に利用できることを第一義として、誠意をもって協議のうえ円滑に解決するものとする。

以上

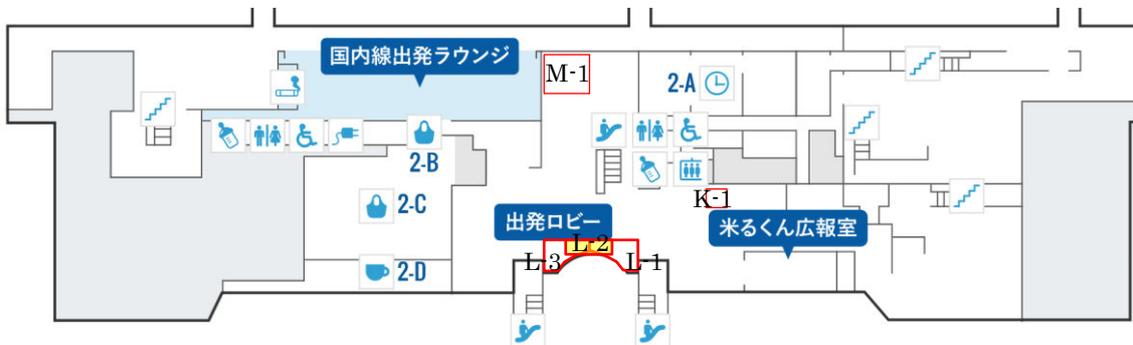
附 則

この規程は、2025年7月1日から適用する。

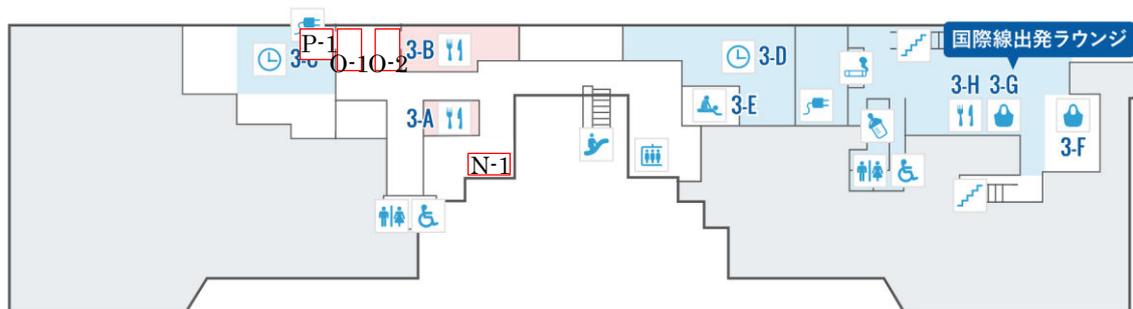
【1階】



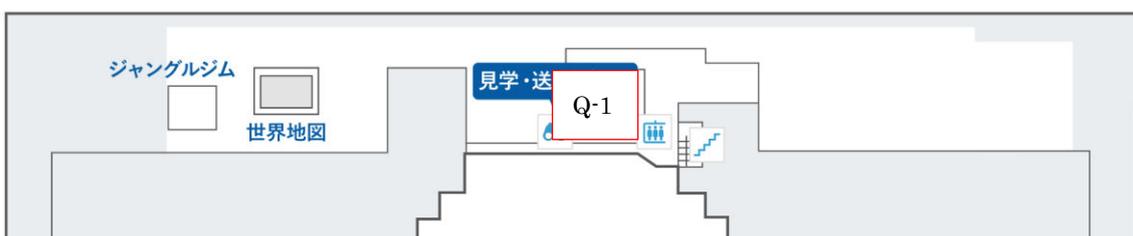
【2階】



【3階】



【4階】



別紙 1 (基本料金)

※全て税抜金額

	区画番号	平日料金	休日料金
1 階	A-1	50,000	55,000
	B-1	4,000	5,000
	B-2	4,000	5,000
	B-1・B-2	7,000	8,000
	C-1	4,000	5,000
	C-2	4,000	5,000
	C-1・C-2	7,000	8,000
	D-1	3,000	4,000
	E-1	3,000	4,000
	F-1	5,000	6,000
前面歩道 (屋外)	G-1	6,000	7,000
	H-1	6,000	7,000
	I-1	6,000	7,000
	J-1	6,000	7,000
2 階	K-1	3,000	4,000
	L-1	5,000	6,000
	L-2	5,000	6,000
	L-3	5,000	6,000
	L-1・L-2・L-3	10,000	11,000
	M-1	10,000	11,000
3 階	N-1	7,000	8,000
	O-1	6,000	7,000
	O-2	6,000	7,000
	O-1・O-2	9,000	10,000
	P-1	15,000	17,000
屋上	Q-1	25,000	28,000

※10日間以上の長期利用の場合：基本料金の10%割引

別紙2 (備品レンタル料金)

※全て税抜金額

	品目	金額 (税抜)	備考
①	電気料金 (備品持込みの場合)	500 円/1 日/1 カ所	指定の最大利用可能ワット数を 超えないようご利用ください
②	延長コード (20m 又は 30m)	200 円/1 日/1 本	
③	TV モニター (50 型 又は 37 型)	1,000 円/1 日/1 台	DVD プレーヤー付 (Blu-ray 非 対応)
④	プロジェクター (スクリーン付)	5,000 円/1 日/1 式	
⑤	折り畳み机 (幅 80 cm×奥行 40 cm× 高さ 70 cm)	500 円/1 日/1 台	
⑥	折り畳み長机 (幅 180 cm×奥行 45 cm× 高さ 70 cm)	1,000 円/1 日/1 台	
⑦	パイプ椅子	200 円/日/1 脚	
⑧	ポータブルアンプ	3,000 円/1 日	マイク 2 本込
⑨	PA 機器一式 【アンプ、ワイヤレスア ンプ、CD/MD プレーヤー、 マイク 2 本】	5,000 円/1 時間	準備・設営～操作時間を含む
⑩	有孔ボード (H1.8m×W1.2m)	1,000 円/1 日/1 台	足 2 本を含む
⑪	可動式ポスターパネル	500 円/1 日	サイズは別途確認
⑫	可動式ポスターパネル	800 円/1 日/1 台	パンフレットラック付き サイズは別途確認
⑬	ポスターパネルスタンド (A1・両面)	800 円/1 日/1 台	
⑭	アルミ製 イーゼル	300 円/1 日/1 台	
⑮	パンフレットラック	500 円/1 日/1 台	最大 A4 サイズ
⑯	卓上パンフレットラック	300 円/1 日/1 台	A4・タテ・3 段 (仕切り板付き)
⑰	お立ち台	1,000 円/1 日	
⑱	モバイルカウンター	5,000 円/1 時間	1 階のみで利用可能
⑲	ロープパーテーション	200 円/1 日/2 本セット	以降、1 本追加ごとに 50 円
⑳	ベルトパーテーション	200 円/1 日/2 本セット	以降、1 本追加ごとに 50 円
㉑	冷蔵ケース	1,000 円/1 日/1 台	1 階～3 階のみで利用可能
㉒	催事什器	1,000 円/1 日/1 台	1 階～3 階のみで利用可能

別紙 3 (その他の料金)

※全て税抜金額

	摘要	金額 (円/税抜)	単位
①	立会料	4,000	回・名
②	立会料 (利用時間外)	6,000	回・名
③	休日立会料 (土日祝)	5,000	日
④	大型資機材 (車両含む) の搬出搬入費用	1,000	回
⑤	所轄監督官庁等への実施許可及び作業申請費用	1,000	
⑥	館内掲出用ポスター印刷費用 (A1 又は B2)	1,500	枚

※NAB と調整の上、決定する。

別紙 4 (キャンセル料)

ご利用の前日から起算して 15 日前まで	無料
ご利用の前日から起算して 14 日前から 2 日前まで	基本料金の半額
ご利用の前日から起算して 1 日前以降	基本料金の全額

※金額は NAB 発行の見積書に基づく。

ご利用の流れ

- ① 利用申請書の提出：利用開始日より原則 1 か月前までに、NAB へ空港ビルの利用空き状況を問い合わせ、「新潟空港内イベント等実施申請書」・企画書等をメール又は FAX にて提出。 ※必要に応じて申請前に現地確認をする。



- ② 利用の可否通知：申請書受領後 10 営業日以内に、NAB は利用者へ利用の可否を通知する。



- ③ 各種打ち合わせ：利用開始前に、必要に応じて、搬入・搬出、使用する施設・レイアウト、料金などを NAB と現地確認・協議する。



- ④ 基本料金の支払い：利用開始日 7 日前までに基本料金を NAB の指定する銀行口座に振り込むものとする。 ※振込手数料は利用者の負担とする。



- ⑤ 当施設利用開始：本規程に基づき、利用を開始する。



- ⑥ その他料金の支払い：空港ビルの利用終了後、出店料金と別紙 2・3 記載の料金を請求日の翌月末までに NAB の指定する銀行口座に振り込むものとする。 ※振込手数料は利用者の負担とする。

○申請・お問い合わせ先

新潟空港ビルディング株式会社 施設事業部 事業開発課

E-mail：nab.jigyo@n-airport.co.jp

TEL：025-275-2621

FAX：025-275-6222